

建技第385号  
平成30年1月16日

(一社)富山県建設業協会会長 殿

富山県土木部建設技術企画課長



防振ゴム等の製造時検査に係る不正に関する今後の対応における、  
契約図書への記載について（通知）

このことについては、平成28年2月5日付建技第574号「防振ゴム等の製造時検査に係る不正に関する今後の対応における、契約図書への記載について（通知）」により対応しているところですが、別添のとおり国土交通省から参考送付があったことから、今後は下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

記

- 1 東洋ゴム化工品（株）および、ニッタ化工品（株）で製造された製品や材料を用いる場合には、第三者機関による品質を証明する書類を提出することを義務づける旨を特記仕様書に記載する（別紙参照）。
- 2 平成30年2月15日以降に作成する設計書から適用する。

事務担当 技術指導係  
TEL 076-444-3298



【別添】

国官技第230の3号

平成29年12月27日

富山県 土木部長 殿

国土交通省 大臣官房

技術調



防振ゴム等の製造時検査に係る不正に関する今後の対応における、契約図書への記載について（参考送付）

国土交通省の調達にあたっては、「防振ゴム等の製造時検査に係る不正に関する今後の対応について」（平成28年1月22日付 国官技第287号、国営整第226号、国総技第67号）において、国土交通省の調達にあたっては、製品の品質を確実にするため、当面の間、東洋ゴム化工品(株)で製造された製品や材料を用いる場合には、契約時点で第三者機関による品質を証明する書類（船舶安全法による検査の対象品については、予備検査合格証明書）の添付を義務づけることとしている。

平成29年12月27日に、東洋ゴム化工品(株)の一部事業がニッタ(株)の100%子会社であるニッタ化工品(株)へ承継されることから、当面の間、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料を用いる場合においても、契約時点で第三者機関による品質を証明する書類（船舶安全法による検査の対象品については、予備検査合格証明書）の添付を義務づけたため、別紙（平成29年12月27日付け国官技第227号、国営整第179号、国総技第53号「防振ゴム等の製造時検査に係る不正に関する今後の対応について(追加)」）の通り参考を送付する。



## 特記仕様書記載例

## 第〇条 ゴム製品等の品質確認等

受注者は、東洋ゴム化工品(株)および、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。別表参照)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)および、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督員の確認を得るものとする。

なお受注者は、品質証明にあたって実施すべき試験及び検査、並びに製品に応じて必要な規格について調査した上で監督員と協議すること。

(試験名と計測項目の例)

試験名	計測項目
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み
製品検査	外観、寸法、性能

## 第〇条 ゴム製品等の品質確認をした場合における瑕疵担保の取扱い

第三者による品質証明書類を提出し監督員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

## 別表

製品及び材料名	
防振ゴム	ディーゼルエンジン用防振ゴム ゴム製軸継手 産業機械用空気ばね
芝保護材	
落橋防止用ゴム	
道路資材	車止め(ガードコーン) 視線誘導標・車線分離標
弾性舗装材	ゴムチップ舗装材
建築防水資材	

※代表的な製品例である